事　　務　　連　　絡

平成２７年２月２４日

　各市町教育委員会県費負担教職員担当課長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　様

　各市町立学校長

兵庫県教育委員会阪神教育事務所総務課長

平成２７年３月給与における社会保険料の徴収等について

　このことについて、下記により事務処理をお願いします。

記

１　３月給与から徴収する社会保険料について

　　　社会保険に加入している臨時的任用職員及び再任用職員のうち、平成２７年３月３１日付け退職（任用期間が３月３１日まで）の職員については、３月給与から社会保険料を２か月分（２・３月分）一括で徴収する必要があります。

３月例月処理時に、Ｑ６３〔社会保険料情報入力〕画面で、徴収終了年月を２７年３月に設定したうえで、「退職時健康保険料・退職時介護保険料・退職時厚生年金保険料」の金額欄に３月例月で徴収すべき金額を入力してください。また、任用期間（３月３１日まであるかどうか等）について十分に確認をお願いします。（３月３１日まで任用期間がない職員からは３月分保険料は徴収しません。）

　　※平成２７年度の健康保険料率ならびに介護保険料率の決定が遅れています。保険料率が変更となる場合、例年より１ヶ月遅れの４月分（５月徴収分）から変更となる見込みですのでご注意ください。

２　社会保険料の確認について

　 臨時的任用職員及び再任用職員の任用期間や生年月日等を再度確認のうえ、正当な資格取得及び社会保険料徴収が行われているかを必ず確認してください。

（１）社会保険料が等級どおり徴収されているか。

（２）介護保険料を徴収すべき対象者（40歳以上65歳未満）から正当に徴収されているか。

（３）共済組合に加入すべき対象者が誤って社会保険に加入していないか。また、社会保険に加入すべき対象者が共済組合に加入していないか。

確認の結果、過徴収または徴収不足が生じていることが判明した場合には、３月例月時に新給与システムで調整願います。

３　３月例月終了後の処理について

３月例月処理終了後に、社会保険料の徴収誤りがあることが判明した場合は、社会保険料還付・徴収依頼書及び添付書類を**平成２７年３月１１日(水)**までに、当所総務課あて提出してください。

４　平成２６年度末における社会保険の資格喪失手続について

資格喪失届の提出もれが無いよう、社会保険に加入している臨時的任用職員等の任用期間の確認及び届出関係書類の準備をお願いします。

　　　特に、平成２７年３月３０日までに任用期間が終了する職員（３月３１日に任用が無い職員）については、資格喪失届の提出が遅れると３月分の社会保険料が発生しますので、資格喪失後、早急に関係書類の提出をお願いします。（年度末における社会保険資格関係事務の詳細については、後日連絡します。）